

# インターネット通販 定期購入トラブルに注意!



「お試し」だと思っていたら「定期購入」だった

といったネット通販でのトラブルが増えています。

## 「定期購入」トラブルの注意

低価格やお試しなどを強調する広告を見て、  
1回だけのつもりで商品を注文したら  
実は定期購入だったというケースがあります。



「自分は1回分しか注文していないから」と、  
商品を返送したり受け取り拒否したりしても、  
それだけでは解約にはなりません!

(参考)独立行政法人国民生活センター  
見守り新鮮情報 「定期購入『返品』だけでは解約にはなりません」

インターネット通販は クーリング・オフの適用外ですが、  
返品等が可能な場合もあるため、返品特約を確認しましょう。

### クーリング・オフとは？

特定の販売方法での取引について、定められた期間内であれば、  
無条件で消費者が契約の解除ができる制度

# 被害にあわないためには？

〈通販ページの例〉



「〇%OFF」などの目立つ表示に目が行きがちですが、契約するときに大切なことは一番下や小さな文字で書いていることがあります。

今回のご注文は定期コースになります。解約は3回目発送以降のみ可能です。

「今なら〇円！」とカウントダウンなどで焦らせてくることもあるので注意しましょう。

(参考)独立行政法人国民生活センター 「相談激増！「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？」  
－解約したくても「解約できない」、「高額で支払えない」……」

## 購入確定前に確認しましょう！

- 價格が通常より不自然に安くないか？
- 事業者情報が明確に表記されているか？
- 定期購入が条件になっていないか？
- 支払うことになる総額はいくらか？
- 解約、返品ができるか？できる場合の条件は？

契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう！

困ったときは相談を！

・消費生活相談窓口・

消費者ホットライン **188** (いやや!)

滋賀県消費生活センター **0749-23-0999**

